

業務及び財産の状況に関する説明書類
第 17 期 令和6年1月1日から 令和6年 12 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 12 日作成(公衆縦覧の開始日)

監査法人名 瑞輝監査法人

所在地 札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2 番地 34

代表者 大浦 崇志

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

監査法人の目的

財務書類(電磁的記録を含む)の監査または証明の業務

財務書類(電磁的記録を含む)の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

沿革 平成 20 年 10 月 1 日設立

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

財務書類の監査・証明業務のほか、非監査業務も行っております。監査契約先は 18 社で、その概要は(3)に記載のとおりです。非監査業務としては合意手続、会計コンサルティング業務等を実施いたしました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和6年 12 月 31 日現在

(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	4社	4社
金商法監査	-	-
会社法監査	3社	-
学校法人監査	1社	-
労働組合監査	-	-
その他の法定監査	6社	-
その他の任意監査	4社	-
計	18社	4社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数
大会社等	1社
その他の会社等	2社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当監査法人は、誠実かつ公正な態度で業務を行い、高品質のサービスを提供することで経済の発展に寄与すること、また業務の品質の維持向上に継続的に取り組み、監査の品質を最優先とすることを経営の基本方針としております。

経営管理に関する措置

監査の品質を優先することを社員の共通認識としており、法人の最高意思決定機関を社員会として、経営管理における情報を共有するとともに社員間の協議によって重要事項を定めております。また社員の中から品質管理担当社員を選任し、品質管理のシステムの整備及び運用について適時に検証することとしております。

法令遵守に関する措置

職業的専門家として法令及び基準等を遵守し、監査業務の品質を合理的に確保するため、品質管理規程の他、職業倫理・独立性に関する方針、各種様式等を整備し、これを周知徹底して運用しております。

その他

該当事項はありません。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守することを合理的に確保するため、独立性に関する事項を含む職業倫理の遵守に関する方針及び手続を品質管理規程に定めております。また独立性の保持に関して、年に一度及び必要な時点で、独立性の保持の方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を義務付けており、品質管理担当社員が確認しております。

業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新にあたっての方針と手続は品質管理規程、マニュアル等に定めております。契約に先立ち、独立性を含む職業倫理に関する規程への遵守状況の評価を実施し、企業の経営者の姿勢、契約内容等を理解し、業務上のリスク等について社員会で検討して決定することとしております。

業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員その他の者の選任の方針と手続を品質管理規程に定めております。業務を担当する社員は、企業の業種やリスクを勘案し、知識、経験、能力、十分な時間を確保できること等を検討して、社員会で選任しております。また、担当する業務に必要とされる経験や適性等を有する専門職員を監査補助者として、適切な監査チームになるように編成しております。

人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分 ア. 社員の報酬の決定に関する事項

各社員について、品質管理を重視する姿勢、役割認識、業務の実施等について総合的に評価し、代表社員が社員報酬案を作成して社員会で決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

社員及び専門職員の研修に関して研修管理規程等を定め、法人として研修及び履修管理の方針を示すとともに、習得・履修すべき事項を定めております。原則として日本公認会計士協会が提供するeラーニングや集合研修を活用することとし、社員、専門職員ごとにプログラムを指定し、進捗及び履修結果について確認しております。また法人主催の集合研修を開催し、意見交換を通して職業的専門家としての判断能力を高めるよう努めております。

ウ. その他

該当事項はありません。

業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

専門要員の判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項等に関して、専門的な見解の問合せを行うための方針及び手続について、品質管理規程、マニュアル等を定めて運用しております。各事案によって監査責任者、品質管理担当社員等の適切な者がとりまとめ、法人内部の問合せで解決に至らない場合には法人外部の適切な専門家に見解を求めることとしております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違が解決しない限り監査報告書を発行してはならない旨を定めております。監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者、又は監査責任者と監査業務に係る審査担当者との間に監査上の判断が相違し、当事者間でこれを解決することが困難な場合には、当該事項を社員会により審議することとしております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は審査に関する方針及び手続を審査規程等に定め、社員会で審査担当者の適格性を検討し、監査業務ごとに審査担当者を選任しております。審査は監査計画から意見表明まで監査期間を通して適切な時期に実施することとしており、審査が完了するまで監査報告書を発行してはならない旨を定めております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は監査調書を電子的な方法で作成し保管しております。なお過去の一部の監査調書は紙で保管しております。監査調書の最終的な整理、管理及び保存の方針及び手続を品質管理規程等に定め、最終整理後の監査調書は監査チームに対して牽制機能を有する者または品質管理担当社員がこれを管理し、他の者が許可なくアクセスできないようにしております。

オ. その他

該当事項はありません。

業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は、法人内で情報を積極的に交換する組織風土を醸成し、品質管理システムに関する信頼性の高い情報に適切に対処することを品質目標としております。法人内においては規定に従うほか、グループウェア等の所定の伝達経路を整備するとともに、ミーティング等により情報交換を行うこととしております。また、内外から情報を適切に収集し活用するためにホットライン制度を定めこれを運用しております。

監査役との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期等についての方針及び手続については、品質管理規程に定めてこれを運用しております。コミュニケーションの具体的な方法等は監査責任者の判断によりますが、法人としての様式を整備しております。

規制当局、自主規制団体、投資家等の監査事務所の外部へ品質管理システムに関する情報を提供する場合の方針及び手続についても品質管理規程及びマニュアルに定めており、これらは規定の様式や参考情報に従って作成し、開示してまいります。

前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、適切に監査業務の引継ぎが行われるよう品質管理規程、マニュアルに方針及び手続を定めて運用しております。引継状況については社員会へ報告し、適切に引継業務が行われたことを確認しております。

から までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化
から までに掲げる事項についての責任者は社員会で選任することとしております。

当監査法人では、統括代表社員が品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。

また業務の品質の管理に主として従事する公認会計士として品質管理システムの整備及び運用の責任者を、主としてモニタリングを実施する者としてモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者をそれぞれ選任しております。

から までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は品質管理規程において、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、品質目標の設定、品質リスクの識別と評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定と実施について定めております。品質管理担当社員が必要な情報を収集して社員会で検討し、品質目標と品質リスクの識別と評価、対応手続をデザインし、これを適用しております。

から までに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、日常的なモニタリング活動と、定期的なモニタリング活動により構成される、品質管理のモニタリング及び改善プロセスに関する方針及び手続を定めております。モニタリングにより不備が識別された場合は、原因分析を行い、是正措置をデザインして改善活動を行うこととしています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員は全員が公認会計士であるため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じておりません。

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第 46 条の9の2第1項の規定による調査(品質管理レビュー))を受けた年月

令和6年 11 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

品質管理担当社員より定期的に報告を受け、統括代表社員が業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第 24 条の4又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項

(1)当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当事項はありません。

(2)当該業務上の提携を開始した年月
該当事項はありません。

(3)当該業務上の提携の内容
該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

(1)当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当事項はありません。

(2)当該業務上の提携を開始した年月
該当事項はありません。

(3)当該業務上の提携の内容
該当事項はありません。

(4)共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要
該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
5 人	人	5 人

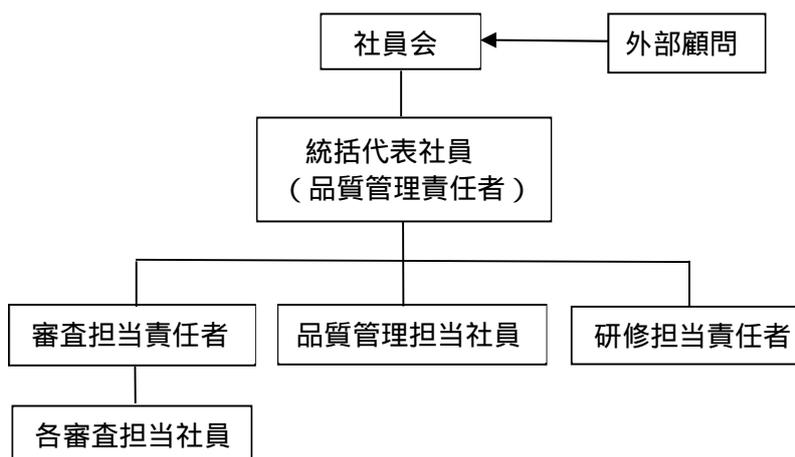
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	法人の重要な経営及び業務に係る意思決定	5人	人	5人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
瑞輝監査法人	札幌市北区北7条西6丁目2番地34	5人	-人	5人	-人

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位:千円)

	第16期 令和5年1月1日～ 令和5年12月31日	第17期 令和6年1月1日～ 令和6年12月31日
売上高		
監査証明業務	67,970	95,345
非監査証明業務	2,400	1,400
合計	70,370	96,745

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため添付しておりません。

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため添付しておりません。

六. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称

中道リース株式会社

SDエンターテイメント株式会社

エコモット株式会社

株式会社エコミック

以上